

施設の使用料

(平成11年4月1日改正)

区 分		使 用 料						
		午前9時から 午後零時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時3 0分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	
大 ホ ル	入場料を徴収しないで使用する 場合	平 日	14,000円	21,600円	27,000円	35,600円	48,600円	62,600円
		日曜日、土曜日 及び休日	16,200円	25,900円	31,400円	42,100円	57,300円	73,500円
	1,000円以下の入場料を徴収し て使用する場合	平 日	18,400円	29,200円	35,700円	47,600円	64,900円	83,300円
		日曜日、土曜日 及び休日	21,600円	34,600円	40,000円	56,200円	74,600円	96,200円
	1,000円を超え3,000円以下 の入場料を徴収して使用する場 合	平 日	24,900円	37,900円	46,500円	62,800円	84,400円	109,300円
		日曜日、土曜日 及び休日	28,100円	44,400円	50,900円	72,500円	95,300円	123,400円
3,000円を超える入場料を徴収 して使用する場合	平 日	28,100円	44,400円	54,100円	72,500円	98,500円	126,600円	
	日曜日、土曜日 及び休日	32,400円	51,900円	60,600円	84,300円	112,500円	144,900円	
小 ホ ル	入場料を徴収しないで使用する 場合	平 日	4,300円	6,400円	8,600円	10,700円	15,000円	19,300円
		日曜日、土曜日 及び休日	5,400円	8,600円	9,700円	14,000円	18,300円	23,700円
	1,000円以下の入場料を徴収し て使用する場合	平 日	5,400円	8,600円	10,800円	14,000円	19,400円	24,800円
		日曜日、土曜日 及び休日	6,400円	9,700円	11,900円	16,100円	21,600円	28,000円
	1,000円を超え3,000円以下 の入場料を徴収して使用する場 合	平 日	7,500円	10,800円	14,000円	18,300円	24,800円	32,300円
		日曜日、土曜日 及び休日	8,600円	12,900円	15,100円	21,500円	28,000円	36,600円
3,000円を超える入場料を徴収 して使用する場合	平 日	8,600円	12,900円	16,200円	21,500円	29,100円	37,700円	
	日曜日、土曜日 及び休日	9,700円	15,100円	18,400円	24,800円	33,500円	43,200円	
リハーサル室			1,600円	1,900円	2,200円	3,500円	4,100円	5,700円
楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4 及び楽屋5			1室について 600円	1室について 700円	1室について 800円	1室について 1,300円	1室について 1,500円	1室について 2,100円
学習室、和室1、和室2、第1会議室、第2会議室 及び 幼児室			600円	700円	800円	1,300円	1,500円	2,100円
第1集会室、第2集会室、第3集会室、講習室 及び 音楽室			800円	900円	1,000円	1,700円	1,900円	2,700円
料理実習室 及び展示コーナー			2,100円	2,600円	3,000円	4,700円	5,600円	7,700円
軽体育室			1,600円	1,900円	2,200円	3,500円	4,100円	5,700円
工作学習室			1,100円	1,300円	1,500円	2,400円	2,800円	3,900円
視聴覚室(編集室を含む)			1,200円	1,400円	1,600円	2,600円	3,000円	4,200円

(備考)

- 平日とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する「休日」を除く。)をいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- ホールを入場料を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分し従い当該区分に定める額の100分の160に相当する額とし、ホール以外を営業のために使用する使用料の額は、この表の区分に従い当該区分に定める額の100分の200に相当する額とする。
- ホールを専ら練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い当該区分に定める額の100分の60に相当する額とする。
- 許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過時間30分について町長が別に定める額とする。
- 5、6及び7において算出された使用料の額に100円未満の端数があるときは切り捨てる。